相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市手宮三丁目三〇番地、最後の住所札幌市中央区南一六条西一七丁目一番八―二〇五号　被相続人　亡　石澤　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十四日

事務所札幌市中央区南一条西三丁目　札石ビル五階　清水彰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県村山市楯岡五日町六〇番地内一、最後の住所山形県村山市楯岡五日町八番三五号　被相続人　亡　佐藤　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十四日

山形県村山市楯岡新高田七番二号

相続財産管理人　菅井　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形市大字漆山二四四六番地九、最後の住所山形市大字漆山二四四六番地の九　被相続人　亡　鎌田　千夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十四日

山形市旅篭町二丁目一番一一号ステージ八山二階　霞城東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金山　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県耶麻郡猪苗代町大字八幡字小原一一四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡部ひろみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十四日

福島県会津若松市山鹿町四番四七号

相続財産管理人　新田　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区西池袋四丁目五番地、最後の住所埼玉県富士見市水谷東三丁目一四番四号　被相続人　亡　小野寺信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県川口市幸町三丁目一〇番地二号東商ビル五―五C

相続財産管理人　弁護士　菅原　啓高

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市新田四丁目一三〇四番地、最後の住所東京都福生市大字福生二三〇〇番地四特別養護老人ホームヨコタホーム　被相続人　亡　井上美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十四日

事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号　朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県三浦市南下浦町上宮田四八二番地、最後の住所東京都江戸川区南篠崎町一丁目六番一四号ケアレジデンス東京アネックス　被相続人　亡　秋本　昭春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十四日

東京都新宿区西新宿七丁目一番七号新宿ダイカンプラザA館五〇七号室高橋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　高橋　康博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区早宮三丁目六五〇一番地、最後の住所東京都練馬区早宮三丁目五五番九号　被相続人　亡　窪田　英彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十四日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　名古屋聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県養老郡養老町下笠七四六番地、最後の住所岐阜県海津市平田町高田一三三四番地一　被相続人　亡　小野　竜輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十四日

事務所岐阜県大垣市久瀬川町三丁目八番地　相続財産管理人　司法書士　兒玉　利昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区曾根崎二丁目三〇番地、最後の住所岡山県総社市三須五〇七の一七　被相続人　亡　棚部　雄二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十四日

事務所岡山市北区番町一―五―五サンシュウビル二階　相続財産管理人　弁護士　猪木　健二

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十四年七月二十四日

一　墳墓等の名称　十王寺墓地

一　墳墓等所在地　東京都北区岩淵町二八番一六号

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳

一　改葬を行おうとする者　東京都北区岩淵町三二番一一号　宗教法人十王寺　住職　髙橋寿光

無縁墳墓等改葬公告

この度、納骨壇使用者確認のため、無縁墳墓等に関する調査を実施致しております。墓地及び納骨壇使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年七月二十四日

一、墳墓等所在地　鹿児島市田上台一丁目二一番一号　日高彰・生野貞子・肥後鉄男・川畑久雄・緒方勝美・石戸かおる・結城富士雄・森田栄・徳田英子・長友サカエ

一、墳墓等の名称　財団法人　新生田上霊園

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　鹿児島市田上台一丁目二一番一号　財団法人　新生田上霊園　代表理事　種子島　登

第22期決算公告

平成24年6月29日

神奈川県横須賀市夏島町1番地

NISSAN ARC

株式会社 日産アーク

代表取締役社長　浅見　孝雄

貸借対照表の要旨（平成24年3月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,591	流動負債	442
固定資産	362	固定負債	58
繰延資産	19	退職給付引当金	51
		役員退職慰労引当金	2
		長期未払金	5
		株主資本	1,472
		資本金	400
		利益剰余金	1,072
		利益準備金	32
		その他利益剰余金	1,040
		（うち当期純利益）	(88)
資産合計	1,972	負債・純資産合計	1,972